

1. 通学区域の見直しについて

木更津市教育委員会が、平成23年10月に策定し、平成28年11月に変更した「木更津市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」では、適正配置に向けた取り組みとして、木更津市人口急増地域にある真舟小学校、木更津第二中学校、清川中学校について、隣接校との通学区域の見直しを行うことが緊急の課題となっております。

これを受け、当審議会では、木更津市人口急増地域内の当該小中学校を取り巻く住宅、道路環境など諸問題を考慮し、通学区域の見直しについて検討しました。

2. 新通学区域について

(1) 小学校

今回の通学区域の見直しの対象とした真舟小学校は、平成28年5月1日現在で、児童数793人（特別支援学級児童を含む）、学級数24学級（特別支援学級を除く）となっています。

平成34年度には、1300人を超える児童数及び最低13教室の不足が見込まれるので、通学区域の変更及び鉄骨造教室の増設で対応することが望ましいと判断しました。

通学区域については、真舟小学校開校時に学区の見直しを行ったところであり、再度の見直しについては保護者の理解が得にくいと考えられることから、使用収益が開始される請西千束台地区を請西小学校に変更することが妥当であると判断しました。

- ① 実施時期 平成29年10月
- ② 実施学年 全学年
- ③ 新通学区域

学校名	学区	平成30年4月 予測児童数及び学級数 (平成28年5月1日現在の 住民基本台帳による)
真舟小学校	真舟1丁目～5丁目 請西南1丁目～5丁目 請西東6丁目～8丁目 請西（請西小学校の通学区域を除く）	968人・30学級

請西小学校	請西 1 丁目～4 丁目 請西東 1 丁目～5 丁目 請西（請西千束台特定土地区画整理区域）及び都市計画道路草敷潮見線の北側)	4 9 3 人・1 4 学級
-------	---	----------------

（２）中学校

中学校の通学区域の見直しにあたっては、「木更津市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」において、人口急増地域における隣接校との通学区域の見直しを検討するとして、木更津第二中学校と清川中学校の通学区域を検討しました。

木更津第二中学校については、平成 3 2 年度以降、教室数の不足が見込まれるため、請西東 6～8 丁目、請西南 2～4 丁目を太田中学校区に変更することが適当であると判断しました。

また、清川中学校については、平成 3 1 年度以降、教室数の不足が見込まれるため、清見台東 3 丁目、清川 1～2 丁目を木更津第三中学校区に変更することが適当であると判断しました。

このことにより、祇園小学校の児童全員が木更津第三中学校に通学することとなります。

なお、実施時期については、平成 3 1 年 4 月から、新 1 年生より順次行うことが適当であると考えます。

- ① 実施時期 平成 3 1 年 4 月
- ② 実施学年 新 1 年生より順次
- ③ 新通学区域

学校名	学 区	平成 3 1 年 4 月 予測生徒数及び学級数 (平成 28 年 5 月 1 日現在の 住民基本台帳による)
木更津第二中学校	真舟 1 丁目～5 丁目 請西南 1 丁目、5 丁目 請西（請西千束台特定土地区画	5 9 1 人・1 7 学級

	整理区域を含む市道120号線 より西側の区域) 請西1丁目、2丁目 新田1丁目～3丁目 文京1丁目～6丁目 貝渕1丁目～4丁目 潮見1丁目～7丁目 幸町1丁目～3丁目 桜町1丁目、2丁目 桜井 桜井新町1丁目～5丁目 潮浜1丁目～3丁目 木材港 新港	
太田中学校	東太田1丁目～4丁目 太田1丁目8番～15番 太田2丁目～4丁目 清見台2丁目、3丁目 清見台南1丁目～5丁目 請西3丁目、4丁目 請西東1丁目～8丁目 請西南2丁目～4丁目 請西（木更津第二中学校の通学 区域を除く）	584人・17学級
清川中学校	菅生 椿 笹子 日の出町 大成 ほたる野1丁目～4丁目 中尾 伊豆島	387人・12学級
木更津第三中学校	太田1丁目1番～7番 永井作 永井作1丁目～2丁目 牛袋100番地台 長須賀（県道木更津袖ヶ浦線東	276人・9学級

	側の区域) 清見台1丁目 清見台東1丁目～2丁目、 清見台東3丁目 祇園 祇園1丁目～4丁目 清川1丁目～2丁目	
--	--	--

3. 新通学区域施行にあたり配慮すべき事項

(1) 安全対策の徹底について

通学区域の変更は、児童・生徒にとっては新たな環境での通学となり、保護者にとっても不安材料となる可能性があります。

新通学区域施行にあたり、児童・生徒の安全を確保するため地域と連携し、交通安全・防犯等に対策を講じるよう最大限の配慮を願います。

(2) 区域外就学の柔軟な対応について

新たな通学区域が施行されても、兄弟姉妹が旧通学区域の学校に在籍している場合などは、区域外申請の柔軟な対応を含め、最大限の配慮を願います。

(3) 教育環境の充実について

今回、本審議会が検討した区域は、これからも住宅の建設が進み、更なる人口増加が予測されるところであります。

児童・生徒や保護者にとって、通学区域が変わることによる影響は大きなものがあります。その不安を軽減していくために、児童・生徒の良い学習環境づくりを最優先に考えた対応に配慮願います。